

令和5年第2回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和5年6月

目 次

報告第1-1号	専決処分の報告について……………	1
報告第1-2号	東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況 について……………	3
報告第1-3号	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経 営状況について……………	5
報告第1-4号	令和4年度東広島市繰越明許費繰越計算書につ いて……………	7
報告第1-5号	令和4年度東広島市事故繰越し繰越計算書につ いて……………	12
報告第1-6号	令和4年度東広島市下水道事業会計予算繰越計 算書について……………	15

報告第11号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
19万2,500円
- 2 専決処分年月日
令和5年5月30日

(報告理由)

令和5年2月4日、黒瀬町檜原の民家の敷地内において、職員が家屋の評価のため当該民家を訪問した際、塗装が未乾燥の通路を歩行したことにより、当該通路を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第12号

東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島スマートエネルギー株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第13号

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報告第14号

令和4年度東広島市繰越明許費繰越計算書について

令和4年度東広島市一般会計予算及び令和4年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計予算の一部について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第146条

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

令和4年度東広島市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理事務	61,800,000	61,800,000	0	0	0	16,200,000	0	45,600,000
		資産管理事務	847,000	847,000	0	0	0	0	0	847,000
		公用車管理事務	16,610,000	16,610,000	0	0	0	0	0	16,610,000
		プロジェクト推進事業	11,715,000	11,715,000	0	0	0	0	0	11,715,000
		公共交通網形成事業	4,000,000	4,000,000	0	0	0	3,600,000	0	400,000
		地域活動拠点整備事業	34,237,000	13,388,000	0	0	0	12,000,000	0	1,388,000
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯応援給付金給付事業	30,328,000	21,585,000	0	0	0	0	0	21,585,000
		公立保育所等施設整備事業	20,563,000	11,652,000	0	0	0	7,600,000	0	4,052,000
		公立放課後児童クラブ整備事業	38,509,000	2,788,000	2,358,000	0	0	0	0	430,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	486,184,000	485,834,000	0	485,834,000	0	0	0	0
		脱炭素化等支援事業	21,058,000	21,058,000	0	0	0	0	0	21,058,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業支援事業	24,922,000	24,922,000	0	0	0	11,800,000	0	13,122,000
		農業用施設整備事業	35,170,000	33,670,000	0	0	0	13,200,000	0	20,470,000
		ため池再生事業	16,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	11,000,000
		農道維持修繕事業	94,000,000	94,000,000	0	0	0	57,600,000	0	36,400,000
	2 林業費	森林環境保全事業	98,693,000	98,693,000	0	0	0	0	0	98,693,000
		小規模崩壊地復旧事業	144,000,000	100,000,000	0	0	25,035,000	67,900,000	0	7,065,000
7 商工費	1 商工費	林道緑地維持修繕事業	13,200,000	12,948,000	0	0	0	0	0	12,948,000
		中小企業活性化支援事業	676,600,000	665,759,000	0	547,000,000	0	0	0	118,759,000
		産業用地環境整備事業	246,742,000	11,742,000	0	0	0	0	0	11,742,000
8 土木費	2 道路橋梁費	観光プロモーション事業	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	2,500,000
		駐車場管理運営事業	160,000,000	160,000,000	0	0	0	0	0	160,000,000
		道路維持修繕事業	462,838,000	377,744,000	0	27,500,000	0	202,900,000	0	147,344,000
		橋梁長期保全事業	237,491,000	237,491,000	0	57,200,000	0	60,600,000	0	119,691,000
		幹線市道整備事業	493,556,000	451,912,000	0	147,072,000	0	117,500,000	0	187,340,000
	3 河川費	生活市道整備事業	92,360,000	69,790,000	0	0	0	47,300,000	0	22,490,000
		河川維持修繕事業	299,700,000	299,700,000	0	0	0	27,200,000	0	272,500,000
		治水対策事業	451,970,000	338,013,000	0	30,000,000	0	234,200,000	0	73,813,000
	4 港湾費	急傾斜地崩壊対策事業	123,035,000	103,335,000	0	0	44,000,000	58,100,000	0	1,235,000
		港湾施設長期保全事業	87,390,000	82,200,000	0	25,000,000	0	30,600,000	0	26,600,000
	5 都市計画費	港湾沿岸地域再編事業	2,706,000	2,706,000	0	0	0	0	0	2,706,000
		都市計画推進事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
		開発指導事務	12,000,000	12,000,000	0	0	0	0	0	12,000,000
		民間開発防災性向上事業	24,400,000	24,400,000	0	0	0	0	0	24,400,000
		景観形成事業	6,000,000	6,000,000	0	0	0	4,500,000	0	1,500,000

		国・県道路整備事業	8,360,000	7,344,000	0	0	0	0	0	7,344,000
		国・県幹線道路整備事業	35,264,000	23,159,000	0	0	0	15,500,000	0	7,659,000
		街路整備事業	291,568,000	291,568,000	0	103,565,000	0	129,700,000	5,300,000	53,003,000
		交通結節点改善事業	266,404,000	261,912,000	0	100,000,000	0	140,100,000	0	21,812,000
		八本松駅前土地区画整理関連公共事業	342,660,000	335,753,000	0	0	0	0	326,897,000	8,856,000
		八本松駅前地区計画事業	111,850,000	93,000,000	0	16,020,000	0	11,700,000	0	65,280,000
		公園管理事業	37,900,000	30,300,000	0	9,700,000	0	8,700,000	0	11,900,000
		公園整備事業	208,880,000	207,900,000	0	92,600,000	0	89,900,000	0	25,400,000
		西条第二地区地区計画整備事業	77,400,000	77,400,000	0	28,050,000	0	20,700,000	17,750,000	10,900,000
	6 住宅費	空き家対策事業	9,000,000	9,000,000	0	0	0	0	0	9,000,000
9 消防費	1 消防費	消防水利整備事業	157,230,000	156,287,000	0	0	0	105,500,000	0	50,787,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	483,480,000	439,826,000	0	20,366,000	3,300,000	286,000,000	0	130,160,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業	73,049,000	73,049,000	0	0	0	65,700,000	0	7,349,000
	5 社会教育費	図書館管理運営事業	11,000,000	11,000,000	0	3,000,000	0	2,700,000	0	5,300,000
		文化財施設等整備事業	15,013,000	15,013,000	0	0	0	11,200,000	0	3,813,000
	6 保健体育費	スポーツ施設整備事業	29,360,000	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000
11 災害復旧費	1 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	599,866,000	576,744,000	10,048,000	0	248,294,000	58,900,000	0	259,502,000
		林業用施設災害復旧事業	3,000,000	2,500,000	0	0	0	1,600,000	0	900,000
		土木施設災害復旧事業	884,204,000	883,900,000	0	167,605,000	0	616,100,000	0	100,195,000
		産業振興施設災害復旧事業	60,215,000	60,215,000	0	0	0	57,000,000	0	3,215,000
		計	8,246,827,000	7,441,672,000	12,406,000	1,860,512,000	320,629,000	2,593,800,000	349,947,000	2,304,378,000

八本松駅前土地区画整理事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 土地区画整理費	1 土地区画整理費	八本松駅前土地区画整理事業	267,730,000	122,872,000	0	9,900,000	0	7,200,000	0	105,772,000
		計	267,730,000	122,872,000	0	9,900,000	0	7,200,000	0	105,772,000

報告第15号

令和4年度東広島市事故繰越し繰越計算書について

令和4年度東広島市一般会計予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第20条第3項ただし書の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第220条

- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（一略）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令

第146条

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第150条

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

令和4年度東広島市事故繰越し繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源					一般財源	
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
6	農林水産業費	1 農業費	土地改良事業支援事業	2,300,000	1,520,000	780,000	0	780,000	0	0	0	700,000	0	80,000	広島県の事業が事故繰越しとなったことに伴い、市の負担金を繰り越す必要が生じたため。
8	土木費	5 都市計画費	国・県幹線道路整備事業	41,080,000	25,812,000	15,268,000	0	15,268,000	13,800,000	0	0	0	0	1,468,000	広島県の事業が事故繰越しとなったことに伴い、市の負担金を繰り越す必要が生じたため。
10	教育費	5 社会教育費	文化財施設等整備事業	6,935,000	0	6,935,000	0	6,935,000	0	0	0	0	0	6,935,000	事業に要する用地の取得に当たり、関係機関等との調整に不測の日数を要したことにより、年度内に用地の取得が完了しなかったため。
11	災害復旧費	1 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	869,537,000	686,476,000	183,061,000	0	183,061,000	0	0	136,234,000	1,900,000	0	44,927,000	工事の着手後に発生した災害の影響等により、工事における労務者の確保及び工事による資材の調達に不測の日数を要し、年度内に工事が完了しなかったため。
			土木施設災害復旧事業	1,354,559,000	1,076,823,000	277,736,000	0	277,736,000	0	119,999,000	0	110,700,000	0	47,037,000	工事の着手後に発生した災害の影響等により、工事における労務者の確保及び工事による資材の調達に不測の日数を要したこと等により、年度内に工事が完了しなかったため。
計			2,274,411,000	1,790,631,000	483,780,000	0	483,780,000	13,800,000	119,999,000	136,234,000	113,300,000	0	100,447,000		

報告第16号

令和4年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度東広島市下水道事業会計予算の一部について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

令和4年度東広島市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業費	3,108,689,000	1,468,734,102	1,629,198,000	467,000,000	1,112,200,000	22,600,000	27,398,000	10,756,898	0	想定と異なる土質の出現により設計の見直しの必要が生じ、これに不測の日数を要したこと、県からの国費の追加執行の要請に対応するため事業を前倒して実施したこと等により、年度内に工事等が完了しなかったため。
		ポンプ場建設事業費	132,032,000	110,217,564	19,000,000	9,500,000	9,500,000	0	0	2,814,436	0	入札の不調により設計金額及び発注範囲の見直し等に不測の日数を要したことにより、年度内に業務が完了しなかったため。
		処理場建設事業費	2,231,905,000	1,901,004,500	329,600,000	181,280,000	148,100,000	0	220,000	1,300,500	0	地方共同法人日本下水道事業団に委託した建設工事等の委託先における入札が不調となったこと及び使用部品の納期に遅れが生じたことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
		流域下水道整備費	60,476,000	56,786,864	795,000	0	600,000	0	195,000	2,894,136	0	広島県が実施する流域下水道事業において、本市が負担金を支出する工事等が年度内に完了しなかったため。
計			5,533,102,000	3,536,743,030	1,978,593,000	657,780,000	1,270,400,000	22,600,000	27,813,000	17,765,970	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託工事収益	下水道使用料			
1 下水道事業費用	1 営業費用	処理場費	1,431,723,000	1,300,178,573	21,450,000	0	21,450,000	110,094,427	0	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響により、使用部品の納期に遅れが生じ、年度内に修繕が完了しなかったため。
		受託事業費	28,000,000	9,432,000	18,500,000	18,500,000	0	68,000	0	関係権利者に対する工事の施工の調整に不測の日数を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったため。
計			1,459,723,000	1,309,610,573	39,950,000	18,500,000	21,450,000	110,162,427	0	